

(別紙)

平成21年 2月 4日付け付議第 2号事件

準備書面 (15)

平成21年3月19日

電波監理審議会主任審理官 殿

〒104-0061

東京都中央区銀座6丁目5番13号JDB銀座ビル7階
ふじ合同法律事務所 (送達場所)

電話番号 03-5568-1616

FAX 03-5568-1617

総務大臣代理人 弁護士 熊谷 明彦



指定職員

総務省総合通信基盤局電波部長

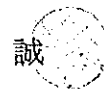
吉田



総務省総合通信基盤局電波部

電波環境課長

杉浦



電波政策課企画官

野水



電波環境課電波環境推進官

黒澤



電波環境課電波監視官

大泉雅



本件につき、異議申立人らからの書証一式及び証拠説明書の提出をいまだ受けておらず、また、異議申立書記載事項以外の主張はいまだなされていないところであるが、審理が併合されている平成19年付議第1号ないし第4号、第22号、第23号、平成20年付議第3号、第4号、第6号及び第9号事件と同一の証拠が異議申立人らから提出されること及び異議申立人らから同一の主張がなされることを前提として、総務大臣は、以下のとおり答弁及び主張する。

総務大臣は、異議申立ての趣旨に対する答弁及び異議申立ての理由に対する認否について、平成19年5月16日付け付議第2号事件に係る平成19年10月12日付け準備書面(1)を援用する。

総務大臣は、平成19年3月23日付け付議第1号事件、平成19年5月16日付け付議第2号事件、平成19年7月11日付け付議第3号事件、平成19年9月12日付け付議第4号事件、平成19年11月14日付け付議第22号事件及び平成19年12月12日付け付議第23号事件に係る平成20年1月31日付け準備書面(3)、平成19年3月23日付け付議第1号事件、平成19年5月16日付け付議第2号事件、平成19年7月11日付け付議第3号事件、平成19年9月12日付け付議第4号事件、平成19年11月14日付け付議第22号事件及び平成19年12月12日付け付議第23号事件に係る平成20年3月7日付け準備書面(4)、平成19年3月23日付け付議第1号事件、平成19年5月16日付け付議第2号事件、平成19年7月11日付け付議第3号事件、平成19年9月12日付け付議第4号事件、平成19年11月14日付け付議第22号事件、平成19年12月12日付け付議第23号事件及び平成20年3月12日付け付議第3号事件に係る準備書面(5)のⅡ、平成19年3月23日付け付議第1号事件、平成19年5月16日付け付議第2号事件、平成19年7月11日付け付議第3号事件、平成19年9月12日付け付議第4号事件、平成19年11月14日付け付議第22号事件、平成19年12月12日付け付議第23号事件及び平成20年3月12日付け付議第3号事件に係る準備書面(6)、平成19年3月23日付け付議第1号事件、平成19年5月16日付け付議第2号事件、平成19年7月11日付け付議第3号事件、平成19年9月12日付け付議第4号事件、平成19年11月14日付け付議第22号事件、平成19年12月12日付け付議第23号事件、平成20年3月12日付け付議第3号事件及び平成20年5月21日付け付議第4号事件に係る準備書面(8)、平成19年3月23日付け付議第1号事件、平成19年5月16日付け付議第2号事件、平成19年7月11日付け付議第3号事件、平成19年9月12日付け付議第4号事件、平成19年11月14日付け付議第22号事件、平成19年12月12日付け付議第23号事件、平成20年3月12日付け付議第3号事件及び平成20年5月21日付け付議第4号事件に係る準備書面(9)、平成19年3月23日付け付議第1号事件、平成19年5月16日付け付議第2号事件、平成19年7月11日付け付議第3号事件、平成19年9月12日付け付議第4号事件、平成19年11月14日付け付議第22号事件、平成19年12月12日付け付議第23号事件、平成20年3月12日付け付議第3号事件、平成20年5月21日付け付議第4号事件及び平成20年7月9日付け付議第6号事件に係る準備書面(11)、平成19年3月23日付け付議第1号事件、平成19年5月16日付け付議第2号事件、平成19年7月11日付け付議第3号事件、平成19年9月12日付け付議第4号事件、平成19年11月14日付け付議第22号事件、平成19年12月12日付け付議第23号事件、平成20年3月12日付け付議第3号事件、平

成 20 年 5 月 21 日付け付議第 4 号事件及び平成 20 年 7 月 9 日付け付議第 6 号事件に係る準備書面(12)並びに平成 19 年 3 月 23 日付け付議第 1 号事件、平成 19 年 5 月 16 日付け付議第 2 号事件、平成 19 年 7 月 11 日付け付議第 3 号事件、平成 19 年 9 月 12 日付け付議第 4 号事件、平成 19 年 11 月 14 日付け付議第 22 号事件、平成 19 年 12 月 12 日付け付議第 23 号事件、平成 20 年 3 月 12 日付け付議第 3 号事件、平成 20 年 5 月 21 日付け付議第 4 号事件、平成 20 年 7 月 9 日付け付議第 6 号事件及び平成 20 年 12 月 10 日付け付議第 9 号事件に係る準備書面(14)を援用する。

総務大臣は、右援用した平成 19 年 5 月 16 日付け付議第 2 号事件に係る平成 19 年 10 月 12 日付け準備書面(1) 23 ページにおいて「おって、詳述する。」とした本件 PLC に関する型式指定の適法性については、以下のとおり主張する。略称等は、特に断らない限り従前の例による。

第 1 型式指定番号第 AT-08007 号に係る処分について

製造業者等の名称 株式会社クールテクノロジーズ
型式名 HMS-H100
指定番号 第 AT-08007 号

1 標記機器については、株式会社クールテクノロジーズより、平成 20 年 8 月 6 日、関東総合通信局電波監理部電波利用環境課に、総務大臣あての型式指定申請書(乙 130 号証)が提出された。

2 同申請書は、電波法施行規則第 46 条第 1 項第 5 号に規定する

- (1) 型式名
- (2) 接続図
- (3) 外観(図面及び写真)
- (4) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

ア 搬送波の周波数(搬送波の変調の方式がスペクトル拡散方式のものにあつては、搬送波が拡散される周波数の範囲)

イ 伝導妨害波の電流及び電圧

ウ 放射妨害波の電界強度

の各事項について漏れなく記載されていた。そこで、平成 20 年 8 月 7 日付けで、関東総合通信局電波監理部電波利用環境課において同申請を受理した。

3 関東総合通信局電波監理部電波利用環境課において、電波法施行規則第 46 条の 2 第 1 項第 5 号に掲げる条件である

- (1) 搬送波の周波数が 2MHz から 30MHz までの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が 2MHz から 30MHz までの間にあるものであること。
- (2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次のアからウま

での各表に定める値以下であること。

ア 通信状態における伝導妨害波の電流

周 波 数 帯	許 容 値 (1マイクロアンペアを0デシベルとする。)	
	準 尖 頭 値	平 均 値
150kHz以上500kHz未満	36デシベルから26デシベルまで ※	26デシベルから16デシベルまで ※
500kHz以上2MHz以下	26デシベル	16デシベル
2MHzを超え15MHz未満	30デシベル	20デシベル
15MHz以上30MHz以下	20デシベル	10デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

イ 非通信状態における伝導妨害波の電圧

周 波 数 帯	許 容 値 (1マイクロボルトを0デシベルとする。)	
	準 尖 頭 値	平 均 値
150kHz以上500kHz未満	66デシベルから56デシベルまで ※	56デシベルから46デシベルまで ※
500kHz以上5MHz以下	56デシベル	46デシベル
5MHzを超え30MHz以下	60デシベル	50デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

ウ 放射妨害波の電界強度

周 波 数 帯	許 容 値 (毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。)
30MHz以上230MHz以下	30デシベル
230MHzを超え1,000MHz以下	37デシベル

(3) (2)に掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については総務大臣が別に告示したものによること。

(4) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。

(5) 筐体が見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

に適合しているか否かを審査したところ、別添1のとおり、いずれも適合していると認めた。

- 4 そこで、電波法施行規則第46条の2第1項の「総務大臣は、前条の規定による申請があった場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めたときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行

う。」との規定に基づき広帯域電力線搬送通信設備の型式を指定し、同条第2項の「総務大臣は、前項の規定による指定を行ったときは、その旨を申請者に通知するとともに、当該指定に係る型式について次に掲げる事項を告示する。」との規定に基づき、平成20年8月12日付け関通波環第371号により申請者に対して通知するとともに、平成20年12月9日、平成20年総務省告示第649号により告示を行った。

5 よって、当該機器の型式指定処分は、適法である。

第2 型式指定番号第AT-08008号に係る処分について

製造業者等の名称 アドソル日進株式会社
型式名 ES801S063-A
指定番号 第AT-08008号

1 標記機器については、アドソル日進株式会社より、平成20年7月30日、関東総合通信局電波監理部電波利用環境課に、総務大臣あての型式指定申請書(乙131号証)が提出された。

2 同申請書は、電波法施行規則第46条第1項第5号に規定する

(1) 型式名

(2) 接続図

(3) 外観(図面及び写真)

(4) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

ア 搬送波の周波数(搬送波の変調の方式がスペクトル拡散方式のものにあつては、搬送波が拡散される周波数の範囲)

イ 伝導妨害波の電流及び電圧

ウ 放射妨害波の電界強度

の各事項について漏れなく記載されていた。そこで、平成20年7月31日付けで、関東総合通信局電波監理部電波利用環境課において同申請を受理した。

3 関東総合通信局電波監理部電波利用環境課において、電波法施行規則第46条の2第1項第5号に掲げる条件である

(1) 搬送波の周波数が2MHzから30MHzまでの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が2MHzから30MHzまでの間にあるものであること。

(2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次のアからウまでの各表に定める値以下であること。

ア 通信状態における伝導妨害波の電流

	許	容	値
--	---	---	---

周 波 数 帯	(1マイクロアンペアを0デシベルとする。)	
	準 尖 頭 値	平 均 値
150kHz以上500kHz未満	36デシベルから26デシベルまで ※	26デシベルから16デシベルまで ※
500kHz以上2MHz以下	26デシベル	16デシベル
2MHzを超え15MHz未満	30デシベル	20デシベル
15MHz以上30MHz以下	20デシベル	10デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

イ 非通信状態における伝導妨害波の電圧

周 波 数 帯	許 容 値 (1マイクロボルトを0デシベルとする。)	
	準 尖 頭 値	平 均 値
150kHz以上500kHz未満	66デシベルから56デシベルまで ※	56デシベルから46デシベルまで ※
500kHz以上5MHz以下	56デシベル	46デシベル
5MHzを超え30MHz以下	60デシベル	50デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

ウ 放射妨害波の電界強度

周 波 数 帯	許 容 値 (毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。)
30MHz以上230MHz以下	30デシベル
230MHzを超え1,000MHz以下	37デシベル

(3) (2)に掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については総務大臣が別に告示したものによること。

(4) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。

(5) 筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

に適合しているか否かを審査したところ、別添2のとおり、いずれも適合していると認めた。

4 そこで、電波法施行規則第46条の2第1項の「総務大臣は、前条の規定による申請があった場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めたときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。」との規定に基づき広帯域電力線搬送通信設備の型式を指定し、同条第2項の「総務大臣は、前項の規定による指定を行ったときは、その旨を申請者に通知するとともに、当該指定に係る型式について次に掲げる事項を告示する。」との

規定に基づき、平成 20 年 8 月 12 日付け関通波環第 373 号により申請者に対して通知するとともに、平成 20 年 12 月 9 日、平成 20 年総務省告示第 649 号により告示を行った。

5 よって、当該機器の型式指定処分は、適法である。

第 3 型式指定番号第 AT-08009 号に係る処分について

製造業者等の名称 株式会社ルネサスソリューションズ
型式名 R0K508000D102BR
指定番号 第 AT-08009 号

1 標記機器については、株式会社ルネサスソリューションズより、平成 20 年 8 月 18 日、関東総合通信局電波監理部電波利用環境課に、総務大臣あての型式指定申請書(乙 132 号証)が提出された。

2 同申請書は、電波法施行規則第 46 条第 1 項第 5 号に規定する

(1) 型式名

(2) 接続図

(3) 外観(図面及び写真)

(4) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

ア 搬送波の周波数(搬送波の変調の方式がスペクトル拡散方式のものにあつては、搬送波が拡散される周波数の範囲)

イ 伝導妨害波の電流及び電圧

ウ 放射妨害波の電界強度

の各事項について漏れなく記載されていた。そこで、平成 20 年 8 月 29 日付けで、関東総合通信局電波監理部電波利用環境課において同申請を受理した。

3 関東総合通信局電波監理部電波利用環境課において、電波法施行規則第 46 条の 2 第 1 項第 5 号に掲げる条件である

(1) 搬送波の周波数が 2MHz から 30MHz までの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が 2MHz から 30MHz までの間にあるものであること。

(2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次のアからウまでの各表に定める値以下であること。

ア 通信状態における伝導妨害波の電流

周 波 数 帯	許 容 値 (1マイクロアンペアを0デシベルとする。)	
	準 尖 頭 値	平 均 値
150kHz以上500kHz未満	36デシベルから26デ	26デシベルから16デ

	シベルまで ※	シベルまで ※
500kHz以上2MHz以下	26デシベル	16デシベル
2MHzを超え15MHz未満	30デシベル	20デシベル
15MHz以上30MHz以下	20デシベル	10デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

イ 非通信状態における伝導妨害波の電圧

周 波 数 帯	許 容 値 (1マイクロボルトを0デシベルとする。)	
	準 尖 頭 値	平 均 値
150kHz以上500kHz未満	66デシベルから56デシベルまで ※	56デシベルから46デシベルまで ※
500kHz以上5MHz以下	56デシベル	46デシベル
5MHzを超え30MHz以下	60デシベル	50デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

ウ 放射妨害波の電界強度

周 波 数 帯	許 容 値 (毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。)
30MHz以上230MHz以下	30デシベル
230MHzを超え1,000MHz以下	37デシベル

(3) (2)に掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については総務大臣が別に告示したものによること。

(4) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。

(5) 筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

に適合しているか否かを審査したところ、別添3のとおり、いずれも適合していると認めた。

- 4 そこで、電波法施行規則第46条の2第1項の「総務大臣は、前条の規定による申請があった場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めたときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。」との規定に基づき広帯域電力線搬送通信設備の型式を指定し、同条第2項の「総務大臣は、前項の規定による指定を行ったときは、その旨を申請者に通知するとともに、当該指定に係る型式について次に掲げる事項を告示する。」との規定に基づき、平成20年9月5日付け関通波環第406号により申請者に対して通知するとともに、平成20年12月9日、平成20年総務省告示第649号により告示を行った。

5 よって、当該機器の型式指定処分は、適法である。

第4 型式指定番号第 AT-08010 号に係る処分について

製造業者等の名称 株式会社タムラ製作所

型式名 L-23200024-00

指定番号 第 AT-08010 号

1 標記機器については、株式会社タムラ製作所より、平成 20 年 9 月 11 日、関東総合通信局電波監理部電波利用環境課に、総務大臣あての型式指定申請書(乙 133 号証)が提出された。

2 同申請書は、電波法施行規則第 46 条第 1 項第 5 号に規定する

(1) 型式名

(2) 接続図

(3) 外観(図面及び写真)

(4) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

ア 搬送波の周波数(搬送波の変調の方式がスペクトル拡散方式のものにあつては、搬送波が拡散される周波数の範囲)

イ 伝導妨害波の電流及び電圧

ウ 放射妨害波の電界強度

の各事項について漏れなく記載されていた。そこで、平成 20 年 9 月 11 日付けで、関東総合通信局電波監理部電波利用環境課において同申請を受理した。

3 関東総合通信局電波監理部電波利用環境課において、電波法施行規則第 46 条の 2 第 1 項第 5 号に掲げる条件である

(1) 搬送波の周波数が 2MHz から 30MHz までの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が 2MHz から 30MHz までの間にあるものであること。

(2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次のアからウまでの各表に定める値以下であること。

ア 通信状態における伝導妨害波の電流

周 波 数 帯	許 容 値 (1マイクロアンペアを0デシベルとする。)	
	準 尖 頭 値	平 均 値
150kHz以上500kHz未満	36デシベルから26デシベルまで ※	26デシベルから16デシベルまで ※
500kHz以上2MHz以下	26デシベル	16デシベル

2MHzを超え15MHz未満	30デシベル	20デシベル
15MHz以上30MHz以下	20デシベル	10デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

イ 非通信状態における伝導妨害波の電圧

周 波 数 帯	許 容 値 (1マイクロボルトを0デシベルとする。)	
	準 尖 頭 値	平 均 値
150kHz以上500kHz未満	66デシベルから56デシベルまで ※	56デシベルから46デシベルまで ※
500kHz以上5MHz以下	56デシベル	46デシベル
5MHzを超え30MHz以下	60デシベル	50デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

ウ 放射妨害波の電界強度

周 波 数 帯	許 容 値 (毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。)
30MHz以上230MHz以下	30デシベル
230MHzを超え1,000MHz以下	37デシベル

(3) (2)に掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については総務大臣が別に告示したものによること。

(4) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。

(5) 筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

に適合しているか否かを審査したところ、別添4のとおり、いずれも適合していると認めた。

なお、本設備は、通信端子として RS-232C インターフェースによるものと RS-485 インターフェースによるものの2種類（同時使用は不可能であり、いずれか一方のみ使用可能）を備えていることから、通信端子として RS-232C インターフェースを使用した測定と、RS-485 インターフェースを使用した測定の両方を行っており、そのいずれもが適合しているものと認めた（別添4には、許容値との差が最小である測定値を記載している。）。

- 4 そこで、電波法施行規則第46条の2第1項の「総務大臣は、前条の規定による申請があった場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めたときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。」との規定に基づき広帯域電力線搬送通信設備の型式を指定し、同条第2項の「総務大臣は、前項の規定による指定を行ったときは、その旨を申請者に通知

するとともに、当該指定に係る型式について次に掲げる事項を告示する。」との規定に基づき、平成 20 年 9 月 18 日付け関通波環第 420 号により申請者に対して通知するとともに、平成 20 年 12 月 9 日、平成 20 年総務省告示第 649 号により告示を行った。

5 よって、当該機器の型式指定処分は、適法である。

第 5 型式指定番号第 DT-08003 号に係る処分について

製造業者等の名称 株式会社アイ・オー・データ機器
型式名 PLC-ET/M2
指定番号 第 DT-08003 号

1 標記機器については、株式会社アイ・オー・データ機器より、平成 20 年 8 月 7 日、北陸総合通信局無線通信部監視調査課に、総務大臣あての型式指定申請書(乙 134 号証)が提出された。

2 同申請書は、電波法施行規則第 46 条第 1 項第 5 号に規定する

(1) 型式名

(2) 接続図

(3) 外観(図面及び写真)

(4) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

ア 搬送波の周波数(搬送波の変調の方式がスペクトル拡散方式のものにあつては、搬送波が拡散される周波数の範囲)

イ 伝導妨害波の電流及び電圧

ウ 放射妨害波の電界強度

の各事項について漏れなく記載されていた。そこで、平成 20 年 8 月 11 日付けで、北陸総合通信局無線通信部監視調査課において同申請を受理した。

3 北陸総合通信局無線通信部監視調査課において、電波法施行規則第 46 条の 2 第 1 項第 5 号に掲げる条件である

(1) 搬送波の周波数が 2MHz から 30MHz までの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が 2MHz から 30MHz までの間にあるものであること。

(2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次のアからウまでの各表に定める値以下であること。

ア 通信状態における伝導妨害波の電流

周 波 数 帯	許 容 値 (1マイクロアンペアを0デシベルとする。)	
	準 尖 頭 値	平 均 値

150kHz以上500kHz未満	36デシベルから26デシベルまで ※	26デシベルから16デシベルまで ※
500kHz以上2MHz以下	26デシベル	16デシベル
2MHzを超え15MHz未満	30デシベル	20デシベル
15MHz以上30MHz以下	20デシベル	10デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

イ 非通信状態における伝導妨害波の電圧

周 波 数 帯	許 容 値 (1マイクロボルトを0デシベルとする。)	
	準 尖 頭 値	平 均 値
150kHz以上500kHz未満	66デシベルから56デシベルまで ※	56デシベルから46デシベルまで ※
500kHz以上5MHz以下	56デシベル	46デシベル
5MHzを超え30MHz以下	60デシベル	50デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

ウ 放射妨害波の電界強度

周 波 数 帯	許 容 値 (毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。)
30MHz以上230MHz以下	30デシベル
230MHzを超え1,000MHz以下	37デシベル

(3) (2)に掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については総務大臣が別に告示したものによること。

(4) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。

(5) 筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

に適合しているか否かを審査したところ、別添5のとおり、いずれも適合していると認めた。

- 4 そこで、電波法施行規則第46条の2第1項の「総務大臣は、前条の規定による申請があった場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めたときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。」との規定に基づき広帯域電力線搬送通信設備の型式を指定し、同条第2項の「総務大臣は、前項の規定による指定を行ったときは、その旨を申請者に通知するとともに、当該指定に係る型式について次に掲げる事項を告示する。」との規定に基づき、平成20年9月17日付け陸通監第255号により申請者に対して通知するとともに、平成20年12月9日、平成20年総務省告示第649号により告示

を行った。

5 よって、当該機器の型式指定処分は、適法である。

第6 型式指定番号第 HT-08003 号に係る処分について

製造業者等の名称 パナソニックコミュニケーションズ株式会社
型式名 VL-CP850
指定番号 第 HT-08003 号

1 標記機器については、パナソニックコミュニケーションズ株式会社より、平成 20 年 6 月 30 日、九州総合通信局電波監理部電波利用環境課に、総務大臣あての型式指定申請書(乙 135 号証)が提出された。

2 同申請書は、電波法施行規則第 46 条第 1 項第 5 号に規定する

- (1) 型式名
- (2) 接続図
- (3) 外観(図面及び写真)
- (4) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

ア 搬送波の周波数(搬送波の変調の方式がスペクトル拡散方式のものにあつては、搬送波が拡散される周波数の範囲)

イ 伝導妨害波の電流及び電圧

ウ 放射妨害波の電界強度

の各事項について漏れなく記載されていた。そこで、平成 20 年 7 月 1 日付けで、九州総合通信局電波監理部電波利用環境課において同申請を受理した。

3 九州総合通信局電波監理部電波利用環境課において、電波法施行規則第 46 条の 2 第 1 項第 5 号に掲げる条件である

- (1) 搬送波の周波数が 2MHz から 30MHz までの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が 2MHz から 30MHz までの間にあるものであること。
- (2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次のアからウまでの各表に定める値以下であること。

ア 通信状態における伝導妨害波の電流

周 波 数 帯	許 容 値 (1マイクロアンペアを0デシベルとする。)	
	準 尖 頭 値	平 均 値
150kHz以上500kHz未満	36デシベルから26デシベルまで ※	26デシベルから16デシベルまで ※

500kHz以上2MHz以下	26デシベル	16デシベル
2MHzを超え15MHz未満	30デシベル	20デシベル
15MHz以上30MHz以下	20デシベル	10デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

イ 非通信状態における伝導妨害波の電圧

周 波 数 帯	許 容 値 (1マイクロボルトを0デシベルとする。)	
	準 尖 頭 値	平 均 値
150kHz以上500kHz未満	66デシベルから56デシベルまで ※	56デシベルから46デシベルまで ※
500kHz以上5MHz以下	56デシベル	46デシベル
5MHzを超え30MHz以下	60デシベル	50デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

ウ 放射妨害波の電界強度

周 波 数 帯	許 容 値 (毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。)
30MHz以上230MHz以下	30デシベル
230MHzを超え1,000MHz以下	37デシベル

(3) (2)に掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については総務大臣が別に告示したものによること。

(4) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。

(5) 筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

に適合しているか否かを審査したところ、別添6のとおり、いずれも適合していると認めた。

- 4 そこで、電波法施行規則第46条の2第1項の「総務大臣は、前条の規定による申請があった場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めたときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。」との規定に基づき広帯域電力線搬送通信設備の型式を指定し、同条第2項の「総務大臣は、前項の規定による指定を行ったときは、その旨を申請者に通知するとともに、当該指定に係る型式について次に掲げる事項を告示する。」との規定に基づき、平成20年7月23日付け九通環第340号により申請者に対して通知するとともに、平成20年12月9日、平成20年総務省告示第649号により告示を行った。

5 よって、当該機器の型式指定処分は、適法である。

第7 型式指定番号第 HT-08004 号に係る処分について

製造業者等の名称 パナソニックコミュニケーションズ株式会社

型式名 BL-PA510

指定番号 第 HT-08004 号

1 標記機器については、パナソニックコミュニケーションズ株式会社より、平成 20 年 7 月 3 日、九州総合通信局電波監理部電波利用環境課に、総務大臣あての型式指定申請書(乙 136 号証)が提出された。

2 同申請書は、電波法施行規則第 46 条第 1 項第 5 号に規定する

(1) 型式名

(2) 接続図

(3) 外観(図面及び写真)

(4) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

ア 搬送波の周波数(搬送波の変調の方式がスペクトル拡散方式のものにあつては、搬送波が拡散される周波数の範囲)

イ 伝導妨害波の電流及び電圧

ウ 放射妨害波の電界強度

の各事項について漏れなく記載されていた。そこで、平成 20 年 7 月 4 日付けで、九州総合通信局電波監理部電波利用環境課において同申請を受理した。

3 九州総合通信局電波監理部電波利用環境課において、電波法施行規則第 46 条の 2 第 1 項第 5 号に掲げる条件である

(1) 搬送波の周波数が 2MHz から 30MHz までの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が 2MHz から 30MHz までの間にあるものであること。

(2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次のアからウまでの各表に定める値以下であること。

ア 通信状態における伝導妨害波の電流

周 波 数 帯	許 容 値 (1マイクロアンペアを0デシベルとする。)	
	準 尖 頭 値	平 均 値
150kHz以上500kHz未満	36デシベルから26デシベルまで ※	26デシベルから16デシベルまで ※
500kHz以上2MHz以下	26デシベル	16デシベル
2MHzを超え15MHz未満	30デシベル	20デシベル

15MHz以上30MHz以下	20デシベル	10デシベル
----------------	--------	--------

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

イ 非通信状態における伝導妨害波の電圧

周 波 数 帯	許 容 値 (1マイクロボルトを0デシベルとする。)	
	準 尖 頭 値	平 均 値
150kHz以上500kHz未満	66デシベルから56デシベルまで ※	56デシベルから46デシベルまで ※
500kHz以上5MHz以下	56デシベル	46デシベル
5MHzを超え30MHz以下	60デシベル	50デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

ウ 放射妨害波の電界強度

周 波 数 帯	許 容 値 (毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。)
30MHz以上230MHz以下	30デシベル
230MHzを超え1,000MHz以下	37デシベル

(3) (2)に掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については総務大臣が別に告示したものによること。

(4) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。

(5) 筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

に適合しているか否かを審査したところ、別添7のとおり、いずれも適合していると認めた。

なお、本設備は、ノイズフィルター付きの電源線が添付されていることから、添付される電源線を用いた測定と、ノイズフィルターがついていない通常使用するものと同じ特性の電源線を用いた測定の両方を行っており、そのいずれもが適合しているものと認めた（別添7には、許容値との差が最小である測定値を記載している。）。

- 4 そこで、電波法施行規則第46条の2第1項の「総務大臣は、前条の規定による申請があった場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めたときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。」との規定に基づき広帯域電力線搬送通信設備の型式を指定し、同条第2項の「総務大臣は、前項の規定による指定を行ったときは、その旨を申請者に通知するとともに、当該指定に係る型式について次に掲げる事項を告示する。」との規定に基づき、平成20年7月23日付け九通環第341号により申請者に対して通

知するとともに、平成 20 年 12 月 9 日、平成 20 年総務省告示第 649 号により告示を行った。

5 よって、当該機器の型式指定処分は、適法である。

第 8 型式指定番号第 AT-08011 号に係る処分について

製造業者等の名称 株式会社日立製作所

型式名 PTPLC

指定番号 第 AT-08011 号

1 標記機器については、株式会社日立製作所より、平成 20 年 9 月 17 日、関東総合通信局電波監理部電波利用環境課に、総務大臣あての型式指定申請書(乙 137 号証)が提出された。

2 同申請書は、電波法施行規則第 46 条第 1 項第 5 号に規定する

(1) 型式名

(2) 接続図

(3) 外観(図面及び写真)

(4) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

ア 搬送波の周波数(搬送波の変調の方式がスペクトル拡散方式のものにあつては、搬送波が拡散される周波数の範囲)

イ 伝導妨害波の電流及び電圧

ウ 放射妨害波の電界強度

の各事項について漏れなく記載されていた。そこで、平成 20 年 9 月 24 日付けで、関東総合通信局電波監理部電波利用環境課において同申請を受理した。

3 関東総合通信局電波監理部電波利用環境課において、電波法施行規則第 46 条の 2 第 1 項第 5 号に掲げる条件である

(1) 搬送波の周波数が 2MHz から 30MHz までの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が 2MHz から 30MHz までの間にあるものであること。

(2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次のアからウまでの各表に定める値以下であること。

ア 通信状態における伝導妨害波の電流

周 波 数 帯	許 容 値 (1マイクロアンペアを0デシベルとする。)	
	準 尖 頭 値	平 均 値
150kHz以上500kHz未満	36デシベルから26デシベルまで ※	26デシベルから16デシベルまで ※

500kHz以上2MHz以下	26デシベル	16デシベル
2MHzを超え15MHz未満	30デシベル	20デシベル
15MHz以上30MHz以下	20デシベル	10デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

イ 非通信状態における伝導妨害波の電圧

周 波 数 帯	許 容 値 (1マイクロボルトを0デシベルとする。)	
	準 尖 頭 値	平 均 値
150kHz以上500kHz未満	66デシベルから56デシベルまで ※	56デシベルから46デシベルまで ※
500kHz以上5MHz以下	56デシベル	46デシベル
5MHzを超え30MHz以下	60デシベル	50デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

ウ 放射妨害波の電界強度

周 波 数 帯	許 容 値 (毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。)
30MHz以上230MHz以下	30デシベル
230MHzを超え1,000MHz以下	37デシベル

(3) (2)に掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については総務大臣が別に告示したものによること。

(4) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。

(5) 筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

に適合しているか否かを審査したところ、別添8のとおり、いずれも適合していると認めた。

- 4 そこで、電波法施行規則第46条の2第1項の「総務大臣は、前条の規定による申請があった場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めたときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。」との規定に基づき広帯域電力線搬送通信設備の型式を指定し、同条第2項の「総務大臣は、前項の規定による指定を行ったときは、その旨を申請者に通知するとともに、当該指定に係る型式について次に掲げる事項を告示する。」との規定に基づき、平成20年10月14日付関通波環第447号により申請者に対して通知するとともに、平成20年12月9日、平成20年総務省告示第657号により告示を行った。

5 よって、当該機器の型式指定処分は、適法である。

(別添1) (型式名: HMS-H100)

- (1) 搬送波の周波数が 2MHz から 30MHz までの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が 2MHz から 30MHz までの間にあるものであること。

2.19MHz から 27.93MHz までであり、規定の範囲内である。

- (2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次の(一)から(三)までの各表(別表略)に定める値以下であること。

(一) 通信状態における伝導妨害波の電流

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

150kHz 以上 500kHz 未満	0.20103MHz において準尖頭値	5.5dB μ A (28.1dB)
	0.20103MHz において平均値	2.8dB μ A (20.8dB)
500kHz 以上 2MHz 以下	1.61707MHz において準尖頭値	4.5dB μ A (21.5dB)
	1.61707MHz において平均値	1.3dB μ A (14.7dB)
2MHz を超え 15MHz 未満	4.57029MHz において準尖頭値	17.6dB μ A (12.4dB)
	4.57029MHz において平均値	10.0dB μ A (10.0dB)
15MHz 以上 30MHz 以下	27.85014MHz において準尖頭値	15.8dB μ A (4.2dB)
	27.85014MHz において平均値	8.8dB μ A (1.2dB)

(二) 非通信状態における伝導妨害波の電圧

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

150kHz 以上 500kHz 未満	0.30292MHz において準尖頭値	37.5dB μ V (22.7dB)
	0.30292MHz において平均値	37.1dB μ V (13.1dB)
500kHz 以上 5MHz 以下	0.50523MHz において準尖頭値	34.0dB μ V (22.0dB)
	0.50523MHz において平均値	33.8dB μ V (12.2dB)
5MHz を超え 30MHz 以下	5.16246MHz において準尖頭値	30.3dB μ V (29.7dB)
	5.16246MHz において平均値	21.6dB μ V (28.4dB)

(三) 放射妨害波の電界強度

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

30MHz 以上 230MHz 以下	160.003MHz において垂直偏波	27.3dB μ V/m (2.7dB)
230MHz を超え 1000MHz 以下	479.996MHz において垂直偏波	35.9dB μ V/m (1.1dB)

いずれも、規定の許容値以内に収まっている。

- (3) (2)で掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示するところによること。

試験条件として、「総務省告示第520号(平成18年10月4日)に定める測定法による」旨が明記されている。

- (4) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。

筐体に収められている。

- (5) 筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

表示されている。

(別添 2) (型式名 : ES801S063-A)

- (1) 搬送波の周波数が 2MHz から 30MHz までの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が 2MHz から 30MHz までの間にあるものであること。

2.564MHz、5.124MHz、6.404MHz、7.684MHz 及び 8.964MHz であり、規定の範囲内である。

- (2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次の (一) から (三) までの各表 (別表略) に定める値以下であること。

(一) 通信状態における伝導妨害波の電流

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

150kHz 以上 500kHz 未満	0.360MHz において準尖頭値	14.4dB μ A (14.3dB)
	0.360MHz において平均値	13.9dB μ A (4.8dB)
500kHz 以上 2MHz 以下	0.604MHz において準尖頭値	5.8dB μ A (20.2dB)
	0.604MHz において平均値	3.7dB μ A (12.3dB)
2MHz を超え 15MHz 未満	7.675MHz において準尖頭値	18.8dB μ A (11.2dB)
	7.675MHz において平均値	12.8dB μ A (7.2dB)
15MHz 以上 30MHz 以下	22.431MHz において準尖頭値	4.6dB μ A (15.4dB)
	22.431MHz において平均値	-11.6dB μ A (21.6dB)

(二) 非通信状態における伝導妨害波の電圧

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

150kHz 以上 500kHz 未満	0.353MHz において準尖頭値	47.7dB μ V (11.2dB)
	0.353MHz において平均値	44.4dB μ V (4.5dB)
500kHz 以上 5MHz 以下	0.542MHz において準尖頭値	38.8dB μ V (17.2dB)
	0.724MHz において平均値	33.0dB μ V (13.0dB)
5MHz を超え 30MHz 以下	9.546MHz において準尖頭値	25.6dB μ V (34.4dB)
	9.546MHz において平均値	20.6dB μ V (29.4dB)

(三) 放射妨害波の電界強度

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

30MHz 以上 230MHz 以下	44.864MHz において垂直偏波	25.9dB μ V/m (4.1dB)
230MHz を超え 1000MHz 以下	655.351MHz において水平偏波	29.9dB μ V/m (7.1dB)

いずれも、規定の許容値以内に収まっている。

- (3) (2) で掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示するところによること。

測定方法として、「平成 18 年総務省告示第 520 号」である旨が明記されている。

- (4) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。

筐体に収められている。

- (5) 筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

表示されている。

(別添3) (型式名: R0K508000D102BR)

- (1) 搬送波の周波数が 2MHz から 30MHz までの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が 2MHz から 30MHz までの間にあるものであること。

2.544MHz、5.136MHz、6.416MHz、7.696MHz 及び 8.976MHz であり、規定の範囲内である。

- (2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次の(一)から(三)までの各表(別表略)に定める値以下であること。

(一) 通信状態における伝導妨害波の電流

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

150kHz 以上 500kHz 未満	0.253MHz において準尖頭値	12.0dB μ A (19.7dB)
	0.253MHz において平均値	-0.1dB μ A (21.8dB)
500kHz 以上 2MHz 以下	0.731MHz において準尖頭値	10.0dB μ A (16.0dB)
	0.731MHz において平均値	9.2dB μ A (6.8dB)
2MHz を超え 15MHz 未満	6.402MHz において準尖頭値	15.8dB μ A (14.2dB)
	6.402MHz において平均値	5.6dB μ A (14.4dB)
15MHz 以上 30MHz 以下	18.192MHz において準尖頭値	-2.1dB μ A (22.1dB)
	18.192MHz において平均値	-10.4dB μ A (20.4dB)

(二) 非通信状態における伝導妨害波の電圧

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

150kHz 以上 500kHz 未満	0.206MHz において準尖頭値	44.4dB μ V (19.0dB)
	0.206MHz において平均値	34.4dB μ V (19.0dB)
500kHz 以上 5MHz 以下	0.731MHz において準尖頭値	38.9dB μ V (17.1dB)
	0.731MHz において平均値	39.1dB μ V (6.9dB)
5MHz を超え 30MHz 以下	23.206MHz において準尖頭値	23.3dB μ V (36.7dB)
	23.206MHz において平均値	22.2dB μ V (27.8dB)

(三) 放射妨害波の電界強度

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

30MHz 以上 230MHz 以下	139.520MHz において垂直偏波	18.5dB μ V/m (11.5dB)
230MHz を超え 1000MHz 以下	655.401MHz において水平偏波	27.7dB μ V/m (9.3dB)

いずれも、規定の許容値以内に収まっている。

- (3) (2)で掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示するところによること。

測定方法として、「平成18年総務省告示第520号」である旨が明記されている。

- (4) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。

筐体に収められている。

- (5) 筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

表示されている。

(別添4) (型式名：L-23200024-00)

- (1) 搬送波の周波数が 2MHz から 30MHz までの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が 2MHz から 30MHz までの間にあるものであること。

2.006MHz ～ 23.192MHz (RS-485 インターフェース使用時) であり、規定の範囲内である。

- (2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次の (一) から (三) までの各表 (別表略) に定める値以下であること。

(一) 通信状態における伝導妨害波の電流

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

150kHz 以上 500kHz 未満	0.4957MHz において準尖頭値 (RS-232C)	0.7dB μ A (25.4dB)
	0.4957MHz において平均値 (RS-232C)	-4.0dB μ A (20.1dB)
500kHz 以上 2MHz 以下	0.6232MHz において準尖頭値 (RS-485)	-0.4dB μ A (26.4dB)
	0.6232MHz において平均値 (RS-485)	-5.0dB μ A (21.0dB)
2MHz を超え 15MHz 未満	12.1152MHz において準尖頭値 (RS-232C)	17.1dB μ A (12.9dB)
	12.1152MHz において平均値 (RS-232C)	-0.8dB μ A (20.8dB)
15MHz 以上 30MHz 以下	22.8382MHz において準尖頭値 (RS-485)	19.1dB μ A (0.9dB)
	22.8382MHz において平均値 (RS-485)	3.0dB μ A (7.0dB)

(二) 非通信状態における伝導妨害波の電圧

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

150kHz 以上 500kHz 未満	0.4998MHz において準尖頭値 (RS-485)	33.6dB μ V (22.4dB)
	0.4998MHz において平均値 (RS-485)	26.9dB μ V (19.1dB)
500kHz 以上 5MHz 以下	0.5033MHz において準尖頭値 (RS-485)	31.1dB μ V (24.9dB)
	0.5033MHz において平均値 (RS-485)	23.8dB μ V (22.2dB)
5MHz を超え 30MHz 以下	8.46513MHz において準尖頭値 (RS-232C)	24.5dB μ V (35.5dB)
	8.46513MHz において平均値 (RS-232C)	16.3dB μ V (33.7dB)

(三) 放射妨害波の電界強度

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

30MHz 以上 230MHz 以下	111.995MHz において垂直偏波 (RS-485)	27.2dB μ V/m (2.8dB)
230MHz を超え 1000MHz 以下	933.326MHz において水平偏波 (RS-232C)	34.0dB μ V/m (3.0dB)

いずれも、規定の許容値以内に収まっている。

- (3) (2) で掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示するところによること。

測定条件等として、「総務省告示第 520 号 (平成 18 年 10 月 4 日) に定める測定法による」旨が明記されている。

- (4) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。

筐体に収められている。

- (5) 筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

表示されている。

(別添5) (型式名: PLC-ET/M2)

- (1) 搬送波の周波数が 2MHz から 30MHz までの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が 2MHz から 30MHz までの間にあるものであること。

2.04609MHz ~ 27.9659MHz であり、規定の範囲内である。

- (2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次の (一) から (三) までの各表 (別表略) に定める値以下であること。

(一) 通信状態における伝導妨害波の電流

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

150kHz 以上 500kHz 未満	317.3kHz において準尖頭値	4.2dB μ A (25.6dB)
	305.0kHz において平均値	1.2dB μ A (18.9dB)
500kHz 以上 2MHz 以下	1.4856MHz において準尖頭値	0.3dB μ A (25.7dB)
	1.4918MHz において平均値	-16.5dB μ A (32.5dB)
2MHz を超え 15MHz 未満	14.8931MHz において準尖頭値	26.2dB μ A (3.8dB)
	14.8931MHz において平均値	16.7dB μ A (3.3dB)
15MHz 以上 30MHz 以下	15.6243MHz において準尖頭値	18.9dB μ A (1.1dB)
	15.6243MHz において平均値	8.8dB μ A (1.2dB)

(二) 非通信状態における伝導妨害波の電圧

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

150kHz 以上 500kHz 未満	317.5kHz において準尖頭値	35.7dB μ V (24.1dB)
	317.5kHz において平均値	34.7dB μ V (15.1dB)
500kHz 以上 5MHz 以下	949.0kHz において準尖頭値	29.3dB μ V (26.7dB)
	949.0kHz において平均値	24.4dB μ V (21.6dB)
5MHz を超え 30MHz 以下	23.1276MHz において準尖頭値	28.0dB μ V (32.0dB)
	23.1276MHz において平均値	24.4dB μ V (25.6dB)

(三) 放射妨害波の電界強度

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

30MHz 以上 230MHz 以下	162.507MHz において垂直偏波	25.2dB μ V/m (4.8dB)
230MHz を超え 1000MHz 以下	930.643MHz において水平偏波	28.6dB μ V/m (8.4dB)

いずれも、規定の許容値以内に収まっている。

- (3) (2) で掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示するところによること。

試験方法として、「総務省告示第五百二十号の測定方法により測定」した旨が明記されている。

- (4) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。

筐体に収められている。

- (5) 筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

表示されている。

(別添6) (型式名: VL-CP850)

- (1) 搬送波の周波数が 2MHz から 30MHz までの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が 2MHz から 30MHz までの間にあるものであること。

2.0461MHz ~ 28.0241MHz であり、規定の範囲内である。

- (2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次の (一) から (三) までの各表 (別表略) に定める値以下であること。

(一) 通信状態における伝導妨害波の電流

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

150kHz 以上 500kHz 未満	211.0kHz において準尖頭値	7.9dB μ A (25.3dB)
	211.0kHz において平均値	-4.7dB μ A (27.9dB)
500kHz 以上 2MHz 以下	608.0kHz において準尖頭値	-2.7dB μ A (28.7dB)
	608.0kHz において平均値	-12.7dB μ A (28.7dB)
2MHz を超え 15MHz 未満	14.8921MHz において準尖頭値	25.3dB μ A (4.7dB)
	14.8921MHz において平均値	5.0dB μ A (15.0dB)
15MHz 以上 30MHz 以下	15.9920MHz において準尖頭値	18.1dB μ A (1.9dB)
	26.6111MHz において平均値	1.8dB μ A (8.2dB)

(二) 非通信状態における伝導妨害波の電圧

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

150kHz 以上 500kHz 未満	295.7kHz において準尖頭値	46.5dB μ V (13.9dB)
	150.0kHz において平均値	48.1dB μ V (7.9dB)
500kHz 以上 5MHz 以下	962.5kHz において準尖頭値	30.0dB μ V (26.0dB)
	962.5kHz において平均値	24.5dB μ V (21.5dB)
5MHz を超え 30MHz 以下	23.1275MHz において準尖頭値	29.5dB μ V (30.5dB)
	23.1275MHz において平均値	28.0dB μ V (22.0dB)

(三) 放射妨害波の電界強度

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

30MHz 以上 230MHz 以下	101.904MHz において垂直偏波	23.9dB μ V/m (6.1dB)
230MHz を超え 1000MHz 以下	350.003MHz において水平偏波	25.1dB μ V/m (11.9dB)

いずれも、規定の許容値以内に収まっている。

- (3) (2) で掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示するところによること。

試験方法として、「総務省告示第五百二十号の測定方法により測定」した旨が明記されている。

- (4) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。

筐体に収められている。

- (5) 筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

表示されている。

(別添 7) (型式名: BL-PA510)

- (1) 搬送波の周波数が 2MHz から 30MHz までの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が 2MHz から 30MHz までの間にあるものであること。

2.0461MHz ~ 27.9078MHz であり、規定の範囲内である。

- (2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次の (一) から (三) までの各表 (別表略) に定める値以下であること。

(一) 通信状態における伝導妨害波の電流

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

150kHz 以上 500kHz 未満	220.2kHz において準尖頭値(フィルターなし)	5.8dB μ A (27.0dB)
	220.2kHz において平均値(フィルターなし)	3.1dB μ A (19.7dB)
500kHz 以上 2MHz 以下	1.4338MHz において準尖頭値(フィルターあり)	3.5dB μ A (22.5dB)
	550.4kHz において平均値(フィルターなし)	-1.3dB μ A (17.3dB)
2MHz を超え 15MHz 未満	14.8927MHz において準尖頭値(フィルターあり)	24.9dB μ A (5.1dB)
	14.8927MHz において平均値(フィルターあり)	16.0dB μ A (4.0dB)
15MHz 以上 30MHz 以下	15.1367MHz において準尖頭値(フィルターあり)	18.0dB μ A (2.0dB)
	22.2165MHz において平均値(フィルターあり)	8.7dB μ A (1.3dB)

(二) 非通信状態における伝導妨害波の電圧

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

150kHz 以上 500kHz 未満	344.6kHz において準尖頭値(フィルターなし)	35.9dB μ V (23.2dB)
	344.6kHz において平均値(フィルターなし)	34.8dB μ V (14.3dB)
500kHz 以上 5MHz 以下	3.3572MHz において準尖頭値(フィルターあり)	32.0dB μ V (24.0dB)
	557.0kHz において平均値(フィルターなし)	29.5dB μ V (16.5dB)
5MHz を超え 30MHz 以下	14.0130MHz において準尖頭値(フィルターあり)	20.9dB μ V (39.1dB)
	14.0130MHz において平均値(フィルターあり)	13.4dB μ V (36.6dB)

(三) 放射妨害波の電界強度

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

30MHz 以上 230MHz 以下	106.704MHz において垂直偏波(フィルターなし)	22.3dB μ V/m (7.7dB)
230MHz を超え 1000MHz 以下	874.997MHz において垂直偏波(フィルターあり)	27.7dB μ V/m (9.3dB)

いずれも、規定の許容値以内に収まっている。

- (3) (2) で掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示するところによること。

試験方法として、「総務省告示第五百二十号の測定方法により測定」した旨が明記されている。

- (4) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。

筐体に収められている。

- (5) 筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

表示されている。

(別添 8) (型式名 : PTPLC)

- (1) 搬送波の周波数が 2MHz から 30MHz までの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が 2MHz から 30MHz までの間にあるものであること。

4.196MHz から 20.857MHz までであり、規定の範囲内である。

- (2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次の (一) から (三) までの各表 (別表略) に定める値以下であること。

(一) 通信状態における伝導妨害波の電流

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

150kHz 以上 500kHz 未満	0.4932MHz において準尖頭値	9.2dB μ A (16.9dB)
	0.4932MHz において平均値	4.8dB μ A (11.3dB)
500kHz 以上 2MHz 以下	0.6245MHz において準尖頭値	10.9dB μ A (15.1dB)
	0.6245MHz において平均値	6.4dB μ A (9.6dB)
2MHz を超え 15MHz 未満	4.4722MHz において準尖頭値	9.9dB μ A (20.1dB)
	4.4722MHz において平均値	5.4dB μ A (14.6dB)
15MHz 以上 30MHz 以下	28.1167MHz において準尖頭値	10.6dB μ A (9.4dB)
	28.1167MHz において平均値	6.0dB μ A (4.0dB)

(二) 非通信状態における伝導妨害波の電圧

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

150kHz 以上 500kHz 未満	0.41349MHz において準尖頭値	34.2dB μ V (23.4dB)
	0.41349MHz において平均値	34.0dB μ V (13.6dB)
500kHz 以上 5MHz 以下	0.62058MHz において準尖頭値	40.2dB μ V (15.8dB)
	0.62058MHz において平均値	40.3dB μ V (5.7dB)
5MHz を超え 30MHz 以下	5.16806MHz において準尖頭値	29.8dB μ V (30.2dB)
	5.273MHz において平均値	27.6dB μ V (22.4dB)

(三) 放射妨害波の電界強度

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

30MHz 以上 230MHz 以下	224.605MHz において水平偏波	25.3dB μ V/m (4.7dB)
230MHz を超え 1000MHz 以下	875.000MHz において水平偏波	32.3dB μ V/m (4.7dB)

いずれも、規定の許容値以内に収まっている。

- (3) (2) で掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示するところによること。

試験方法として、「告示第五二〇号 平成 18 年 10 月 4 日」に規定されている方法である旨が明記されている。

- (4) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。

筐体に収められている。

- (5) 筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

表示されている。